

企業投資プロジェクト審査・承認
及びファイリング管理条例

2016年11月30日国务院令第673号により公布 2017年2月1日施行

- 第1条 企業投資プロジェクトに対する政府の審査・承認及びファイリング行為を規範化し、政府の投資管理職能の転換を加速し、かつ、企業投資自主権を具体化するため、この条例を制定する。
- 第2条 この条例において「企業投資プロジェクト」(以下「プロジェクト」という。)とは、企業が中国国内において投資して建設する固定資産投資プロジェクトをいう。
- 第3条 国の安全に関係し、又は全国重大生産力配置、戦略性資源開発及び重大公共利益等にかかわるプロジェクトについては、審査・承認管理を実行する。具体的なプロジェクトの範囲並びに審査・承認機関及び審査・承認権限については、政府が審査・承認する投資プロジェクト目録により執行する。政府が審査・承認する投資プロジェクト目録は、国务院の投資主管部門が国务院の関係部門とともにこれを提出し、国务院に報告して承認を受けた後に実施し、かつ、適時に調整する。国务院に別段の定めのある場合には、当該定めによる。
- 2 前項所定以外のプロジェクトについては、ファイリング管理を実行する。国务院に別段の定めのある場合を除き、ファイリング管理を実行するプロジェクトは属地原則に従いこれをファイリングし、ファイリング機関及びその権限は省、自治区、直轄市及び計画単列市の人民政府がこれを定める。
- 第4条 国家秘密にかかわるプロジェクトを除き、プロジェクトの審査・承認又はファイリングについては、国が確立するプロジェクト・オンライン監督・管理プラットフォーム(以下「オンライン・プラットフォーム」という。)を通じて取り扱う。
- 2 審査・承認機関、ファイリング機関その他の関係部門は、オンライン・プラットフォームの生成するプロジェクト・コードを統一して使用し関連手続をする。
- 3 国务院の投資主管部門は、関係部門とともにオンライン・プラットフォーム管理弁法を制定する。
- 第5条 審査・承認機関又はファイリング機関は、オンライン・プラットフォームを通じてプロジェクトと関係する産業政策を列挙し、プロジェクト審査・承認の取扱フロー及び取扱期限等を公開し、かつ、企業のために関連するコンサルティング・サービスを提供しなければならない。
- 第6条 企業は、プロジェクト審査・承認手続をする場合には、審査・承認機関に対しプロジェクト申請書を提出しなければならない。国务院が審査・承認するプロジェクトについては、国务院の投資主管部門に対しプロジェクト申請書を提出する。プロジェクト申請書には、次の内容が含まなければならない。
- (1) 企業の基本状況

- (2) プロジェクトの状況。これには、プロジェクトの名称、建設場所、建設規模及び建設内容等が含まれる。
- (3) プロジェクト資源利用状況分析及び生態環境に対する影響分析
- (4) 経済及び社会に対するプロジェクトの影響分析
- 2 企業は、プロジェクト申請書の内容の真実性について責任を負わなければならない。
- 3 法律又は行政法規の規定により関連手続をすることがプロジェクト審査・承認前置条件となる場合には、企業は、既に関連手続をした旨の証明文書を提出しなければならない。
- 第7条 プロジェクト申請書については、企業が自主的に編成を組織する。いずれの単位及び個人も、企業に対し仲介サービス機構に委託してプロジェクト申請書を編成するよう強制してはならない。
- 2 審査・承認機関は、プロジェクト申請書モデル文書を制定し、かつ、公布し、プロジェクト申請書の編成要求を明らかにしなければならない。
- 第8条 国務院の関係部門が審査・承認するプロジェクトについては、企業は、プロジェクト所在地の省、自治区、直轄市及び計画単列市の人民政府の関係部門（以下「地方人民政府関係部門」という。）を通じてプロジェクト申請書を転送することができる。地方人民政府関係部門は、プロジェクト申請書を接受した日から5業務日内に審査・承認機関に転送しなければならない。
- 2 国務院が審査・承認するプロジェクトについて企業が地方人民政府関係部門を通じてプロジェクト申請書を転送する場合には、地方人民政府関係部門は、前項所定の期間内にプロジェクト申請書を国務院の投資主管部門に転送しなければならない。国務院の投資主管部門が審査した後、国務院に報告して審査・承認を受ける。
- 第9条 審査・承認機関は、次の方面からプロジェクトについて審査を行わなければならない。
- (1) 経済安全、社会安全及び生態安全等の国の安全に危害を及ぼすか否か。
- (2) 関連する発展建設規画、技術標準及び産業政策に適合するか否か。
- (3) 資源を合理的に開発し、かつ、有効に使用するか否か。
- (4) 重大公共利益に対し不利な影響を生じさせるか否か。
- 2 プロジェクトが関係部門又はプロジェクト所在地の地方人民政府の職責にかかわる場合には、審査・承認機関は、書面によりその意見を求めなければならない。意見を求められた単位は、遅滞なく書面により回答しなければならない。
- 3 審査・承認機関は、仲介サービス機構に委託してプロジェクトについて評価をさせる場合には、評価重点を明らかにしなければならない。プロジェクトの状況が複雑である場合を除き、評価期間は、30業務日を超えてはならない。評価費用は、審査・承認機関がこれを負担する。
- 第10条 審査・承認機関は、申請を受理した日から20業務日内に審査・承認するか否かの決定をしなければならない。プロジェクトの状況が複雑であり、又は関係単位の意見を求める必要のある場合には、当該機関の主要責任者の承認を経れば、審査・承認期間を延長することができる。ただし、延長する期間は、40業務日を超えてはならない。審査・承認機関が仲介サービス機構に委託してプロジェクトについて評価をさせる場合には、評価期間は、審査・承認期間に算入しない。
- 2 審査・承認機関は、プロジェクトについて審査して承認した場合には、企業に対し審査・承認文書を発行しなければならない。承認しない場合には、書面により企業に通知し、かつ、理由を説明しなければならない。国務院が審査・承認する

プロジェクトについては、国务院の投資主管部門が国务院の決定に基づき企業に対し審査・承認文書又は承認しない旨の書面による通知を発行する。

第 11 条 企業は、既に審査・承認されたプロジェクトの建設場所を変更し、又は建設規模若しくは建設内容等について比較的大きな変更をしようとする場合には、審査・承認機関に対し変更申請を提出しなければならない。審査・承認機関は、申請を受理した日から 20 業務日内に変更に同意するか否かの書面による決定をしなければならない。

第 12 条 プロジェクトにつき審査・承認機関が審査して承認する旨の決定又は変更同意する旨の決定をした日から 2 年以内に着工建設しない場合において、着工建設を延期する必要があるときは、企業は、2 年の期間が満了する 30 業務日前までに審査・承認機関に対し着工建設延期を申請しなければならない。審査・承認機関は、申請を受理した日から 20 業務日内に着工建設延期に同意するか否かの決定をしなければならない。着工建設はこれを 1 回のみ延期することができ、期間は最長で 1 年を超えてはならない。プロジェクトの着工建設の延期につき国に別段の定めのある場合には、当該定めによる。

第 13 条 ファイリング管理を実行するプロジェクトについては、企業は、着工建設前にオンライン・プラットフォームを通じて次の情報をファイリング機関に告知しなければならない。

- (1) 企業の基本状況
- (2) プロジェクトの名称、建設場所、建設規模及び建設内容
- (3) プロジェクト総投資額
- (4) プロジェクトが産業政策に適合する旨の声明

2 企業は、ファイリング・プロジェクト情報の真実性について責任を負わなければならない。

3 ファイリング機関が第 1 項所定の情報の全部を接受した場合には、直ちにファイリングとする。企業が告知する情報が整っていない場合には、ファイリング機関は、企業を指導して補正させなければならない。

4 企業は、ファイリング証明を必要とする場合には、ファイリング機関に対し発行するよう要求し、又はオンライン・プラットフォームを通じて自ら印刷することができる。

第 14 条 既にファイリングされたプロジェクトの情報につき比較的大きな変更が生じた場合には、企業は、遅滞なくファイリング機関に告知しなければならない。

第 15 条 ファイリング機関は、既にファイリングされたプロジェクトが産業政策が投資建設を禁止し、又は審査・承認管理を実行するものに属することを発見した場合には、遅滞なく企業に対し是正し、又は法により審査・承認手続をするよう告知し、かつ、関係部門に通知しなければならない。

第 16 条 審査・承認機関、ファイリング機関及び法によりプロジェクトについて監督・管理職責を負うその他の関係部門は、事中・事後監督・管理を強化し、審査・認可する者が監督・管理し、又は主管する者が監督・管理するという原則に従い、監督・管理責任を具体化し、オンライン・モニタリング又は現場検証等の方式を講じ、プロジェクトの実施に対する監督・検査を強化しなければならない。

2 企業は、オンライン・プラットフォームを通じてプロジェクト着工建設、建設進度及び竣工の基本情報をありのままに報告・送付しなければならない。

第 17 条 審査・承認機関、ファイリング機関及び法によりプロジェクトについ

て監督・管理職責を負うその他の関係部門は、プロジェクト情報共有メカニズムを確立し、オンライン・プラットフォームを通じて情報の共有を実現しなければならない。

- 2 プロジェクトの審査・承認又はファイリング及びプロジェクトの実施における企業の違法行為並びにその処理情報については、国の社会信用情報プラットフォームを通じて社会に対し公示する。

第18条 審査・承認管理を実行するプロジェクトについて、企業がこの条例の規定どおりに審査・承認手続をしないで着工建設し、又は審査・承認された建設場所、建設規模若しくは建設内容等どおりに建設をしなかった場合には、審査・承認機関が建設を停止するよう命じ、又は生産を停止するよう命じ、企業に対しプロジェクト総投資額の1000分の1以上1000分の5以下の罰金を科する。直接に責任を負う主管人員その他直接責任人員に対しては、2万元以上5万元以下の罰金を科する。国家公務員に属する場合には、法により処分を科する。

- 2 欺罔又は賄賂等の不正手段をもってプロジェクト審査・承認文書を取得した場合において、着工建設しなかったときは、審査・承認機関が審査・承認文書を取り消し、プロジェクト総投資額の1000分の1以上1000分の5以下の罰金を科する。既に着工建設している場合には、前項の規定により処罰を科する。犯罪を構成する場合には、法により刑事責任を追及する。

第19条 ファイリング管理を実行するプロジェクトについて企業がこの条例の規定どおりにプロジェクトの情報若しくは既にファイリングされたプロジェクトの情報の変更状況をファイリング機関に告知せず、又はファイリング機関に対し虚偽情報を提供した場合には、ファイリング機関が期間を限り是正するよう命ずる。期間を徒過して是正しない場合には、2万元以上5万元以下の罰金を科する。

第20条 企業が産業政策が投資建設を禁止するプロジェクトを投資して建設した場合には、県級以上の人民政府の投資主管部門が建設を停止し、又は生産を停止し、かつ、原状を回復するよう命じ、企業に対しプロジェクト総投資額の1000分の5以上1000分の10以下の罰金を科する。直接に責任を負う主管人員その他直接責任人員に対しては、5万元以上10万元以下の罰金を科する。国家公務員に属する場合には、法により処分を科する。法律又は行政法規に別段の定めのある場合には、当該定めによる。

第21条 審査・承認機関又はファイリング機関及びその業務人員がプロジェクトの審査・承認又はファイリング業務において職務を懈怠し、職権を濫用し、又は私情にとらわれて不正行為をした場合には、責任を負う指導人員及び直接責任人員に対しては、法により処分を科する。犯罪を構成する場合には、法により刑事責任を追及する。

第22条 事業単位又は社会团体等の非企業組織が中国国内において投資して建設する固定資産投資プロジェクトには、この条例を適用する。ただし、予算を通じて手配する固定資産投資プロジェクトを除く。

第23条 国防科学技術工業企業が中国国内において投資して建設する固定資産投資プロジェクトの審査・承認及びファイリング管理弁法については、国务院の国防科学技術工業管理部門がこの条例の原則に基づき別に制定する。

第24条 この条例は、2017年2月1日から施行する。

(中文法令研究会翻訳。会長：萩野敦司 副会長：広瀬元康 事務局長：森啓太)